白糠町新規就農者等支援事業

○ 白糠町新規就農者等支援事業とは、白糠町で新たに農業を開始する者に対し、農業経営に必要となる施設整備費用、農業機 械等の購入費用、家畜の導入費用、農地取得・賃貸借料への助成や、新規就農者の経営の安定を図るため、国の交付金(年間 150万円)に上乗せ補助するほか、実習生を受け入れる者に対して支援する、新規就農者等に対する支援制度です。

補助対象事業(事業名)

1施設整備等助成事業

農業経営に必要な牛舎、育苗施設、施設野菜ハウスなどの農業用施設の建設・増改築費用、トラクターや耕運機などの農業用機械の購入費用、牛・馬・羊などの家畜を導入する費用に対して、実費負担額の1/2で上限500万円まで助成します。

2農用地取得・賃貸借料助成事業 農地を購入した場合は、農地の購入 費用の1/2で上限150万円まで助成し ます。また、賃貸借した場合には、賃 貸借料の1/2で年間30万円を上限に、 最大で5年間助成します。

3新規就農者支援事業

新規就農者の経営の安定を図るため、 1人当たり100万円を最大で5年間支援 します。

※国の農業次世代人材投資事業(経営開始型)で年間150万円で最大5年間の補助を受けられる制度に、町が上乗せ補助します。

4家賃助成事業

新規就農した日の翌月から最大で5年間、家賃の1/2で月額2万円以内の額を助成します。

5農場実習生受入支援事業

就農体験を目的とした実習生を受け入れた認定農業者に対し、受入日数に応じ、 最大50日までで日額3千円を支援します。

〇補助対象者

町内に住所を有し、町税等を滞納していない者のうち、5年後の目指すべき農業経営の計画を立て、農業関係機関にその計画が認められた50歳未満の者(認定新規就農者)等が対象者となります。

業事象が・音像校の

認定新規就農者 1、2、3、4 認定農業者 5

農業次世代人材投資事業とは

【概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、 就農直後の経営確立を支援する国の事業で、年間150 万円で最大5年間の補助が受けられます。

【要件】

- ・独立・自営就農であること
- ・新規就農時の年齢が50歳未満であること
- ・認定新規就農者であること
- ・人・農地プランに位置付けられていること
- ・生活保護等、生活費を支給する国の他の事業との重 複受給でないこと
- ・原則として、青年新規就農者ネットワーク(一農 ネット)に加入すること